

その他施設(市外)

消防 甲種防火管理新規講習会

消防法令により防火管理者の選任が必要な事業所で、異動等で防火管理者が不在となる場合には必ず受講してください。

日時 ①5/17(月)・18(火) ②5/19(水)・20(木)

場所 枚方寝屋川消防組合消防本部5階
多目的ホール

対象 市内在住・在勤の防火管理資格取得希望者

定員 各3人(先着) **費用** 4,000円

持ち物 甲種防火管理新規講習受講申込書兼受講票

申込・問 ①は4/12(月)～16(金)に、②は4/19(月)～23(金)に消防本部予防課 ☎892-0012

福祉 大阪府要約筆記者養成講座

日時 6/19(土)～12/4(土)(全21回)

場所 福祉情報コミュニケーションセンター

対象 府内在住・在勤・在学者

コース ①手書きコース ②パソコンコース

定員 各12人 **費用** 無料(教材費実費)

※受講判定試験あり。5/29(土)実施予定。

申込 5/10(月)〈必着〉までに、受講申込書を郵送で(特非)大阪府中途失聴・難聴者協会
〒562-0023 箕面市粟生間谷西2-2-6 橋高方
※府HPから申込みできます。「大阪府要約筆記者養成講座」で検索。

☎府民お問い合わせセンター ☎06-6910-8001



notice

お知らせ

制度・業務

福祉 訪問理美容サービス

理美容院に行くことが困難な人に、自宅で理美容サービスを受ける出張費を助成する利用券を発行します。

対象 おおむね65歳以上で介護保険の「要介護3」以上の認定を受けている人

利用方法 市と契約している理美容店に予約し、訪問時に利用券を渡す(理美容代は自己負担)

利用回数 年度内4回(昨年度の残った利用券がある場合は返還してください)

☎高齢介護課 ☎893-6400

福祉 高齢者家族やすらぎ支援事業

家族に休息が必要なときに、「やすらぎ支援員」が家庭を訪問し、要介護者の話し相手や見守りを行います(直接の介護は行いません)。

対象 在宅で生活しているおおむね65歳以上の認知症高齢者等で、一時的な見守りが必要な人

時間 平日9:30～17:00

費用 1時間80円

☎社会福祉協議会 ☎895-1185

福祉 寝具類の丸洗いサービス

寝具類の丸洗い、乾燥消毒等の費用を助成します。

対象 心身の障がいおよび傷病等の理由により寝具類の衛生管理が著しく困難な、おおむね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯

利用回数 年度内2回

(1回の利用につき、寝具類は2枚以内)

☎高齢介護課 ☎893-6400

福祉 緊急通報システム

一人暮らしや寝たきりの高齢者の安全確保のために、緊急通報装置を貸与します。

装置の概要 急病などの時に、緊急ボタンを押すことでナースコールセンターの相談員と会話ができ、緊急時には協力員や警備員が駆けつけたり、消防署へ連絡を行う。また、相談ボタンを押すことで健康相談もできる

対象 おおむね65歳以上の一人暮らしの人など

※昼間のみ独居の世帯も対象(条件あり・有料)

※高齢者のいる世帯で必要な場合は、世帯状況などにより費用が異なります。

☎社会福祉協議会 ☎895-1185

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

①身体障がい者手帳1・2級を持っている

②療育手帳Aを持っている

③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている

④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている

⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

☎障がい福祉課 ☎893-6400

福祉 福祉医療費助成制度の一部改正

4月から、府の福祉医療費助成制度が一部改正され、重度障がい者医療・ひとり親家庭医療・子ども医療を持つ全ての人について、精神病床への入院が助成の対象となります。

その他の詳細は市または府HPをご覧ください。

※老人医療は令和3年3月末で終了です。

☎障がい福祉課 ☎893-6400

環境 森林を新たに取得した人は届け出が必要

平成24年4月以降に森林を新たに取得した人は、森林法に基づき、その旨を土地所在地の市町村に届け出をする必要があります。

対象 売買や相続等により森林の土地を新たに取得した人(個人・法人問わず)

※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している人は対象外です。

※制度の詳細等は、ホームページをご覧ください。
<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020072100024/>

☎環境衛生課 ☎892-0121

子育て 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計が異なる児童(18歳になって最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護する母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者(児童と同居・監護・生計維持をする人)に支給されます。※婚姻等、受給資格がなくなった時は、すぐに届け出をしてください。

特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に指定される障がいのある児童を監護している父母(主として生計を維持する1人)または父母以外の養育者(児童と同居・監護・生計維持をする人)に支給されます。

※障がいの程度や住所・氏名に変更があった場合は届け出をしてください。

手当の支給額・条件

両手当とも、今年度は支給額の変更はありません。また、両手当とも、所得制限、支給要件等の条件があります。

| 児童扶養手当(月額) | | |
|------------|---------|-----------------|
| | 全部支給 | 一部支給 |
| 本体額 | 43,160円 | 43,150円～10,180円 |
| 第2子加算額 | 10,190円 | 10,180円～5,100円 |
| 第3子以降加算額 | 6,110円 | 6,100円～3,060円 |

| 特別児童扶養手当(月額) | |
|--------------|---------|
| 等級 | 月額 |
| 1級 | 52,500円 |
| 2級 | 34,970円 |

定例払い

特別児童扶養手当は4/9(金)に支給します。児童扶養手当は奇数月の支給になります。

☎子育て支援課 ☎893-6406

仕事 就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援事業

この試験に合格すると、高校卒業と同程度と認定され、就職活動の幅が広がります。補助には就労支援相談を受けていることなどが条件となりますので、事前にご相談ください。

※試験の詳細は文部科学省HPをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/

相談時間 平日10:00～12:00、12:45～17:30
(祝日除く)

相談場所 ゆうゆうセンター1階

人権と暮らしの相談課内

☎人権と暮らしの相談課 ☎817-0997